

一般財団法人沖縄県剣道連盟弔意規程

第1条 この規定は、当連盟又は当連盟会長名で掲載する新聞広告による死亡通知（以下「死亡通知」という。）並びに当連盟又は当連盟会長名の供花（以下「供花」という）について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 次の各号に掲載した者が死亡した場合は、死亡通知を日刊2紙に掲載し、かつ供花を送る。ただし、新聞広告による会葬御礼は、遺族の申出があつて遺族が費用を負担するときに限り掲載する。

- (1) 現職の理事及び監事
- (2) 会長及び副会長の職にあつた者

第3条 次の各号に掲載した者が死亡した場合は、遺族の申出をまって、遺族の費用で死亡通知を掲載する。

- (1) 連盟加盟団体の会員。ただし、前条掲載の者を除く。
- (2) 前条及び前号にそれぞれ掲記した者の配偶者その他の親族。

第4条 第2条に定めた者の配偶者及び一親等直系血族並びに加盟団体の会長が死亡した場合は、供花を贈る。

- 2 第2条及び前項にそれぞれ列挙した者以外の者が死亡した際の供花は、遺族から費用の負担する申出があつた場合に限る。

附則

この規程は、平成27年6月27日から施行する